佐野地区衛生センター 貯留槽清掃業務委託 発注仕様書

令和4年11月

佐野地区衛生施設組合

# 佐野地区衛生センター貯留槽清掃業務委託仕様書

#### 第1 目的

本仕様書は、槽内に堆積した汚泥を除去することにより、所定の有効容量を確保し、機器の汚泥による弊害を未然に防止するため、槽内清掃をするものである。 なお、業務受託者は計画的に作業を行うとともに、槽内清掃効果を十分発揮するよう心掛けること。

#### 第2 委託業務名

佐野地区衛生センター貯留槽清掃業務委託

### 第3 委託場所

栃木県佐野市植下町2550 佐野地区衛生施設組合 佐野地区衛生センター

### 第4 履行期限

令和4年12月 日から令和5年 3月24日

# 第5 清掃場所等

定期槽内清掃槽容量

1) し尿受入槽48.2m³貯留槽478.0m³沈砂ピット1.0m³2) 浄化槽汚泥受入槽20.8m³貯留槽208.0m³沈砂ピット1.3m³3) 沈砂沈砂ストックヤート\*8.0m³計765.3m³

以上である。各槽内に堆積した堆積汚泥を90m³(受入・貯留槽内 約86m³・沈砂ストックヤード 約4m³)搬出するものとする。なお、槽内に貯留している汚水の上水は槽内に戻すことも可とし、槽内の堆積物を全量除去する。なお、清掃過程で堆積汚泥分と清掃用水に分離出来ない場合は、90m³に清掃用水量を加算した量を処分量とすること。

# 第6 清掃業務内容

1)生し尿系列、浄化槽汚泥系列の上記受入槽、沈砂ピット、貯留槽内の堆積汚泥を除去し、槽内を高圧洗浄にて清掃する。また、沈砂ストックヤードの沈砂を除去する。

- 2) 作業日程及び時間については、当センターと事前に協議すること。基本的に搬入のない土曜・日曜又は祝祭日とすること。
- 3)業務人員は必要人数とする。
- 4) 汚泥の除去方法
  - (1) 汚泥吸引車で、施設内の汚泥を槽から槽へ移送し、必要分のみ吸引車に積むこと。このとき、槽内への昇降ハシゴは受託者が用意すること。また、 受託者にて液移送をした場合に、し渣混入させないよう網を設けるなどし て措置を講じること。
  - (2) 槽内の壁面等を破損させないよう十分注意しながら、水高圧洗浄並びに槽 内の壁・床・配管等に付着している汚泥等を除去すること。
  - (3) 上水は、貯留槽内に戻すこと。
  - (4) 沈砂ストックヤードにある乾燥沈砂を強力吸引車にて吸込み搬出すること。

※ただし、別の方法により効率的な清掃業務が可能な場合はこの限りではない。

## 5) 汚泥の処分方法

一般廃棄物の処分については、北茨城市と事前協議を行っております。除去した汚泥はすべて場外搬出し、一般廃棄物として適正に処理すること。このとき、搬出先の処理が適正に行われているか確認出来るよう、マニュフェストを発行すること。

#### 第7 安全対策

- 1)受託者は作業にあたり、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、適切な安全管理に努め、労働災害防止を図ること。尚、消防法・酸素欠乏症等防止規則、有機溶剤中毒予防規則、危険物の規制に関する規則等、関係法令を遵守し安全管理に最善をつくすこと。
- 2)作業員には、防災知識を徹底させることをはじめ、防災対策を十分に行い、労働保険等加入の上、万一事故のあった場合は、受託者が一切の責任を負うものとする。
- 3) 換気用の送排風機・酸素濃度計等の測定機器・エアラインマスク・安全帯等、 受託者にて完備し、安全対策を講じること。
- 4)作業中に事故が発生した場合は、速やかに適切な措置を講じ、事故発生の原因 及び経過、内容等について速やかに組合側に報告すること。
- 5) 周辺環境への臭気の漏洩・汚損等には特に配慮し、酸素欠乏作業点検記録報告 書を提出すること。

#### 第8 業務報告書等の提出

- 1) 委託業務実施に際して、事前に下記承認申請図書を提出すること。
  - ・実施計画書(様式第1号)
  - ·業務責任者選任(変更)通知書(様式第5号)

- ・業務再委託承認願(様式第2号)※必要な場合のみ
- ・その他組合の指定した書類
- 2) 委託業務完了に際し、下記書類を提出すること。
  - ・業務報告書及び業務写真(各槽の壁面状況及び業務内容の写真)
  - ・業務完了報告書(様式第7号)
  - ・その他組合が指定するもの(廃棄物搬出の記録票等)

# 第9 経費の負担区分

- 1)受託者の業務遂行上必要な光熱水費については、負担を要しない。ただし、効率的に使用し、節約に努めること。
- 2) 槽内清掃に要する機械器具及び消耗品は、受託者の負担とする。

# 第10 その他

- 1) 一般廃棄物の処分については、北茨城市と事前協議を行っております。そのほかの場合、当組合と最終受入先自治体との事前協議が必要なため、その事前手続きに協力すること。また、事前協議により搬入許可されない場合は、契約を無効とします。
- 2) 支払いについては、委託業務が終了し、その書類の引渡が完了後、所定の手続きにより支払うものとする。

## 第11 疑義

この仕様書の項目に疑義を生じたとき又は仕様書に定めのない事項が生じたときは、組合と協議の上定めるものとする。